

病後児保育のご案内

児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

対象児童（次の要件をすべて満たすことが必要です。）

- 病気の回復期にあり集団保育が困難な児童
- 保護者が就労等の都合により、家庭で保育ができない児童
- 園医またはかかりつけの医師が、病後児保育を適当と認めた児童
- 大山町内に住所を有する生後6か月から小学校就学前までの児童

対象期間

○病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育を行うことができない期間。ただし、医師の判断により最高7日間まで。

実施施設等

実施施設	中山みどりの森保育園・名和さくらの丘保育園・大山きゃらぼく保育園の病後児保育室
利用料	1日につき 2,000円（生活保護世帯は0円）
食事及びおやつなど	保育園で準備します。
児童の布団	保護者が準備してください。
緊急連絡カード	初めて利用する場合、または他の保育所等に入所している場合は提出してください。

実施日及び時間

○月曜日から金曜日 8時30分から17時まで

利用の手順

- ① 園医またはかかりつけの医師に、利用が可能かどうか判断するための診察を受けた後、前日までに利用保育園または幼児教育室へ電話連絡をしてください。
- ② 「病後児保育利用申請書」に必要事項を記入し、利用保育園または幼児教育室に提出してください。（この用紙は、各保育園及び幼児教育室にあります。）

保育の内容

○担当看護師等により、体温の管理など児童の健康状態を把握し、病状に応じて安静を保てるよう対応します。

その他

○児童の送迎は保護者が行ってください。

問い合わせ及び苦情の窓口

幼児・学校教育課 幼児教育室

電話：0859-54-5219

FAX：0859-54-5217

E-MAIL：youjikyoku@town.daisen.lg.jp